代醉録

巻五

特別
14
1919
46

176352

○四華山、近世華山と稱せし所の四人あり曰く法華山、曰く長谷華山、曰く島津華山、曰く横山華山これなり

○今の所謂ニコライ教会の洗禮堂なる床板に佛表各流に於て尊崇する所の佛、釈尊、大日如来、弥陀の諸佛、諸菩薩、教徒の平生礼拝之を踏むこのあきあんは洗禮を受けたるものあり、日こんりすとの踏絵の石板を就用しけるものあり

38-8874

○文多を野蛮の地風として邦人いろ之んを軍
めと雷名を称して兵士を文多を絶し死殺の
仰徴多を使ちんとの流真面目し起て米国の国
の徴を称えんし事あるし也決さん仕るの正
理未を武多を死屍の鎖おを困難を[illegible]
北流再燃しいるを[illegible]又狩を[illegible]
国一の流を[illegible]流[illegible]文多流[illegible]
[illegible]武を宝也を之んを兵士を行のあるも
[illegible]
○フエ子ヒサゴ[illegible]の鎖を書く狩の探と器
[illegible]生[illegible]の武[illegible]

東京博物館

[illegible]
狩の
探を狩の探を恵を流[illegible]を永徳の[illegible]探
徳の探とを[illegible]
○庶[illegible]の新なを一流を[illegible]や[illegible]流を之んを
朝冥[illegible]の一流の京都四條西を狭んで代
不如者を信[illegible]之んを指[illegible]
四條流と称[illegible]四條流と[illegible]西の流
名と[illegible]流の名つけ[illegible]軽蔑
の[illegible]
○庶の[illegible]刻板の[illegible]
一の笑[illegible]

元祿六年四月下旬或所の馬、人語りしには本年ソロリコロリと號る惡疫流行す之を除けんには南天の實と梅干を煎じて呑めよと且「病除の方書」とて一小冊を發兌せし者あり奇を好むは人情の習一犬虚に吠へ萬犬が實を傳えて江戸の人々大に驚怖し南天の實と梅干を買ふほどに其價常よりも二十倍し唯此事のみかまびすく世業も手につかず依之六月中旬月番の町奉行所よりの布告に曰く

一頃日馬の物言候由申觸候個樣の儀申出し不屆に候何者申出候や一町切に順々話し次者先々段々書上げべく候初めて申出候者有之候はゞ何方の馬物言候や書付致し早々可申出殊に藥の方組迄申觸候由何れの醫書に有之候や一町切に人別探偵書付可差出候隱し置候はゞ曲事たるべく候間有體に可申出もの也

斯く嚴重に觸しかば各町に於て探索せしに此事の起りは俳優見習の齋藤甚五兵衛といふ者堺町市村座にて市川團十郎の乗りし馬となりしに甚五兵衛最負の者見物に來りしかば甚五兵衛馬のまゝにて應答せりといふ落語を當時の落語家鹿野武左衛門といへる者作りて鹿の卷筆と名けし書に筆しに基き神田須田町八百屋總右衛門幷に浪人筑紫園右衛門申し合せ附會の說をなし梅干呪方の書物等を以て金銀を欺き取りし事ども露顯せしかば關係の數人入牢の末翌元祿七年二月筑紫園右衛門は首謀なれば江戸中引廻しの上斬罪となり八百屋總右衛門は流罪のところ牢死せり落語家武左衛門は金銀を欺き取らざれども連累にて伊豆の大島へ流され板木元彌吉といへるは追放となり刻板は燒捨となる、武左衛門は大島にて六ケ年謫居せしが元祿十二年四月赦免になりて江戸に歸れり然れども身體疲勞のため同年八月沒す歳五十一

鯨を以て陶器を釣るの記

鯨にて陶器を釣るの奇遊は伊豫の波止濱に限るものとす今其由來を討ぬるに文獻の徵すべきものなしと雖も口碑の傳ふる所に據れば往時豐太閤其臣織田有樂齋に命じて喫茶の用に供すべき陶器を汎く諸州に需めしむ有樂齋故ありて發せず其臣上田藤右衛門を差遣し九州の陶窯に就きて多くの陶磁を製せしめ船に載せて大阪に歸るの途伊豫灘を過ぐ偶々暴風に遭ひ辛ふして難を宮崎の一小灣に避く藤右衛門直に陸に上る船長某性奸猾藤右衛門の在らざるを奇貨とし夜竊かに重器數百点を奪ひ故らに其船を沈めて以て自ら踪跡を晦ます藤右衛門憤恚海を睨みて屠腹す實に慶長三年のことなりと云ふ其後幾多の星霜を閱して文政十年夏五月同地來嶋の漁夫鯨の陶器を抱くものを獲初めて口碑の虚ならざるを知り遂に鯨を沈めて撈取せしむるの方法を案ぜしもの即ち鯨釣陶器の濫觴とす陶器釣に最も必要なるものは鯨なるを以て豫め之を用意せざるを得ず且海上茫漠たり刻船を賴むべからず而して能く其所在を暗知して嚮導たるもの來嶋二百餘戸の漁民中たゞ與吉と云へるもの一人あるのみ

美術學校のモデルとなりて來るものには隨分面白い身上のものがあるさうだ、元來すき好んで夫にも許さぬといふ裸體を衆人稠坐の中でさらすものはない、詰り浮川竹の濁りに身を投ずると同じ樣なわけであるからた女は年の頃廿餘前後でよしありげなる奥ゆかしい所があつて同校生徒の氣にも入つたさうだが、其女は伊豫西條邊のものでもとは土地の豪家の娘であつたのださうだ、それが一朝火災のため零落して別子銅山の屋ひになつて通勤して居るうち不圖或る男と通じて途に二人して東京へ出て來た所が、其男が重い病氣に付き窮厄を極めて千束町の蕎店住居さてけふを支へていく米もない所から一時女は辻占賣をして各遊里を呼びあるくうち何かの都手で學校へ來るやうになつたとの事である、下手な小說のやうな來歷で其外いろ〳〵面白い事もあるさうだ、今一人の女は一週間來て大變都合がよかつたから中一日日曜を置いて最一度呼びにやつた所が、昨晩婚禮をしましたと斷はられたさうだ、一寸なかしいなどゝ馬鹿な酒落を言ふであらうが、內實そんな氣樂な事ではないのだ然し今に追々西洋のやうにモデル稼業のものが出來るだらう、貧乏人とさへいへば引張つて來るやうでは眞のモデルにはならないと誰かも言つたさうだ

○裸体美人のモデルは多く人格でドンな素性でもうゝんゝ人なる所へと引張る有る事の様に思ふ

鱉釣の陶器は茶器を始め花瓶酒具祭具等にして青磁を最も多しとし屏燒も亦鮮からず稀には純白のものもあり此陶器の他品に異なる所は器の一片に牡蠣殼の附着したるあり或は海兎燈の生するあり雅味人工の及ばざる所なり殊に藍釉の自然に磨滅し其痕蹟の朦朧として認め得べきが如きは風致紙筆の能く盡すべき所にあらず而して余の當日釣り得しものは徑五寸許の小丼にして其色純白一隅に蠣殼の一小點を存するものなり

抑も豐公英邁の資を以て赤手天下を取り餘威遠く明韓に及ぶ此時に當りてや天下の珍寶重器何を望んでか得べからざらん何を欲してか成らざらん而して賤夫の爲めに遮られて此陶器を得る能はず陶器海底に隱れて却て大阪城の一炬を免かれ魚鰕を友とすること三百年、鱉の爲めに介せられて再び世に出で淸賞に供せらる天意洵に測るべ

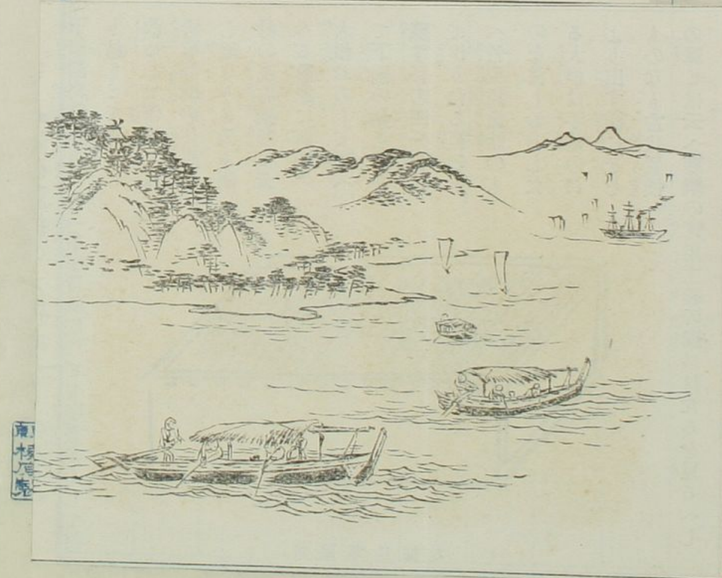

鱉釣の陶器を拾ひて後世に傳へ

書に開皇九年四月毀二平レ陳所レ得秦漢三大鐘越三大鼓一十一年正月丁酉以二平レ陳所レ得古器多爲二禍變一悉命毀レ之とある是が第三厄です其次きが五代會要に周顯德二年九月一日勅除二朝廷法物軍器官物及鏡幷寺觀內鐘磬鈸相輪火珠鈴鐸一外應兩京諸道州府銅象器物諸色限二五十日內一並須二毀廢送レ官と是が四厄、大金國志海陵正隆三年詔毀下平二遼宋一所レ得古器上と云ふが五厄、宋史紹興六年歛二民間銅器一とあり二十八年出二御府銅器千五百事一付二泉司一大索二民間銅器一得二銅二百餘萬斤一とあるが六厄、馮子振楊鉤增廣鐘鼎篆韻に序して曰靖康北徙器亦幷遷金汴季年鐘鼎爲レ崇宮殿之玩毀棄無レ餘と是れ七厄なり牛宏は書に五厄ありと謂ひしが古器の厄は是よりも過ぎて居る然らば則ち之を嗜み之を愛して兼金拱璧の上に置くも過ぎたりとはせじと以上が潘祖蔭の說である去れば支那に於て古器の存在して居らぬのは尤の次第で日本へ渡つたもの

物字古印考（續）

近日御繰合光來被下候樣待入候　　龜岳

編者曰右磐城云々より堀出すといへるは實際土中よりの事にあらずして俗に所謂堀出物といふを誤り傳へたるにはあらずや殊に櫻丁といへば街衢なり此臆想恐らくは當を得んか果して然りとすれば尼橋の藏も小田島氏の什も元同一の物ならんかと中井翁語られたり

穗積尼橋　印人傳初稿

穗積邦、字彥、號尼橋、又號佛手庵、偶得木造古佛手於水府城南、嘗賦佛手庵歌一篇、贈尼橋道人、見全集　磐城平人、博雅好古、嗜篆刻、就益田勤齋翁、得其法、尤巧鑄印、家藏皇朝古鑄印一枚、文曰物盖物部氏之古物矣、嘉永間、携帶遊於江戸、珍襲不輕示人、余以友人龜岳之紹介、而得縱觀、請其印影、傳粘于鑑古集影、

梅廼坊日觀

梅廼坊日觀、號龜岳、江戸人住於深川富岡、博雅好古、善書、某之男、出而爲法眼交山機眞宰之嗣、固好典故朝儀之學、就黑川春村翁、修皇朝文學、旁能和歌、幕府召而命連歌之執筆矣、嘗敬寫菅公像百影、附之東宰府聖廟、時人爭請之、配龜氏、名由比、亦善繪事、有一男、號一山、能得其書法、

●京都書家鈴木松年氏の一驚

眼は一世に高ふして口は五峽の水を傾むけ無暗に人を毒罵するかと思へばまた無邪氣に放笑なし一面は羅漢の如く一面は小兒の如く一面は山師の如く一面は蕩郎の如く人をして殆んど端倪せしめざるもの之を書伯鈴木松年氏とす氏かつて十年前陸奥の或人より揮毫を托せられ仝時に金二十圓を領收せしが絹素の堆積せる依賴者多きいつしかそのとも打忘れて思はず十年の歲月を過したるが舊臘陸奥より一書の來りければ何心なく披きて一讀せるに其文意に曰く今より十年前松年先生に一書を御依賴なし爾後五年間計りは當方の書面に對し時々延引御斷はりの御書東もありしが其後は梨の礫のそよとだに音沙汰なし察する處先生を初め御家族御一同御逝去なされしとと推諒仕り候へば前年御送附申上候金圓は些少ながら香奠として進呈仕り候間宜く先生の御靈前に供し玉はるべく候某より親族御中へとありしにぞ流石の松年氏も一驚を禦しそんなとがありしかと段々取調べしにいかにも十年前確かに金圓を領收しありたればアッこは失敗つたり先方の激怒もさら〳〵無理なしと思ふにつけては自己の疎懶の面目なく慙恥後悔思はず背に汗したるが忽ち思ひ出せるはかねて某寺の爲め仝氏が數百幅の五百羅漢の圖を義捐するの約あり既に其幾十幅を描き現に手許にも既に莊嚴に表裝して濟門敬冲老師の贊ゐるものありければ氏は直に筆を援りて其下に南無阿彌陀佛――松年と書し即日之を陸奥の某に送らしめ之に一書を添へて曰く松年は既に逝去しぬされど舊約を重んじ冥途より此書を送り來りたれば御屆け申上ぐ宜しく御領收下されたく候親族より某氏へ――と此書は舊臘中に陸奥に達し依賴主其の喜悅云ふばかりなかりしとぞ咄この老漢遂に尋常書人にあらず呵々（日出新聞）

古器七厄

古器七厄のことは攀古廬彝器欵識と云ふ書に淸人潘祖蔭と云ふ人の序がある其序の中にある說をかい摘んでお話をすると古器は周秦より以來七度の厄難に罹つてある後漢書の註に史記の文を引ひて始皇鑄二天下兵器一爲二十二金人一とあるが今文の史記には天下兵とのみあつて器の字が無い兵とは戈戟の屬で器とは鼎彝の屬であるが此時代には銅を以て兵戈を作つたものである始皇の意は天下の銅を取り盡して私に兵戈を作ることの出來ないようにする積りであるから兵も器も殘らず取集めたもので漢書（かんしょ）の註の方が正しいと思はれる是が第一厄です後漢に至りまして董卓が更に小錢を鑄る爲めに悉取二洛陽及長安鐘虡飛廉銅馬之屬一と云ふことがある是が第二厄である隋

◎古銅印

越後　通常會員　小田島彦太郎

鷄冠鈕

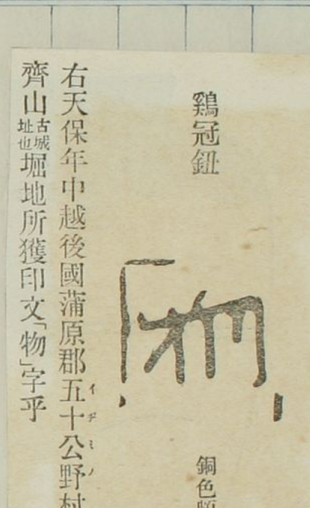

銅色頗奇古

右天保年中越後國蒲原郡五十公野村字道壽齊山（古城址也）堀地所獲印文「物」字乎

○物字古銅印ハ之ハ新発見の一品にて高麗茶碗物字の古印と酷似し之人喧伝する所なれ共未だ一見せざる骨董品なれ共其詳細を聞知する則ち之を北海之人物なるべし

如何にも古色蒼然千年の遺物たるを疑はず　其『物部』の符章たりし亦疑ひなきが如し其果して何人の用ひしものなるやは固より考定し難しと雖『城山』の柴田道壽齋の古城趾なりと云ふも斯る近古の物に非るは一見して證す可し又此邊より赤谷《平族之に住す故に赤谷と云ふと古碑に記す疑はしけれど暫く記す》加治《佐々木盛綱經營の蹟》黒川《鳥取城は城資長の城址》に至る一體に源平二族攻守の跡歴然たるも是れまた決して同時代の遺物に非るは容易に識別し得可し然れば則ち是れ或は四道將軍の遺物に非るなきか設令然らずとするも兎に角同時代の物たるを疑はず幸に考古學者の鑑定を乞ふ云々（下略）

編者又曰同古印に付其後中井敬所翁よりもおもしろき寄稿ありたれば茲に附載す

中井敬所翁の寄稿

物字古銅印嘉永初奥州磐城平ノ印人尼橋愛玩スルヲ友人龜岳ノ介ヲ得テ縦覽ス奇古掬ス可キナリ後チ世移リ物換リ其歸スル所ヲ知ル能ハズ常ニ心目ノ間ニ往來スル殆ント五十年今幸ヒニ骨董協會雜誌第二號ヲ繙トキ越後國小田島氏ニ歸スルヲ知リ其印影ヲ見ルヲ得テ故友ニ再會ノ思ヲナセリ尼橋ノ尺牘龜岳ノ副書併テ臨摹シ二氏ノ小傳ヲ手録シテ貴會ニ贈呈ス

○内容大変と同年物部氏の人名を出空海の

参考

尼橋云此古銅印奥州磐城平櫻町ト申所ヨリ堀出ス

第二號ニ物字古銅印天保年中越後國蒲原郡五十公野村字道壽齋山堀地所獲云々

此印獲ル所地ヲ異ニスト雖モ印影鈕式ヲ以テ考レハ同一物タル疑ヒナキニ似タリ然レモ野州宇都宮成高寺天狗ノ壓勝印又關白吉語ノ圓形印ノ如ク同體異鈕ノ古銅印モアレハ尼橋ノ尺牘印影鈕式ヲ臨摹シ同好ノ諸君ニ質ス

成高寺天狗壓勝印關白吉語印（世ニ豐公ノ印章ト稱ス）墮說アリ他日抄錄シテ同好諸君ニ質セントス

中井敬所

（別紙）

過日御約之皇國古印面左ニ差上申候

編者曰此所に印影幷に鈕式を摸しあり小田島氏より贈られたるものと絲毫の差異なきを以て之を略す

奥州磐城平櫻丁と申處より堀出す委細拜顔の節可申上候

七月廿五日　尼橋邦拜

龜岳先生

右人此程愚菴舊地に住居罷在候至而○なる藏物家に御座候間旁以尊來被爲候而可然と奉存候物字印以所持之廉必

◉物字古銅印

本誌第二號に越後新發田の小田島彦太郎君の所藏に係る「物」字印の事を掲載したりしが其後(同號發行前)同君より左の書翰に東北日報一葉を添て送られたり

過日ノ古印ニ付客秋友人ノ新紙ニ掲載セシコアリ本日該新紙見出シ候間是亦拜呈仕候幸ニ前古印ト共ニ貴誌ニ上リ諸賢ノ高教ヲ賜ラバ光榮ノコニ御座候

友人ハ四道將軍ノ遺物ニハアラザルカト疑居候得共小生ハ物部大連ノ五十公野ニ住セシト云フコ小川弘著鎌倉志ノ中ニアリシ樣ニ覺候願クハ高教ヲ仰ク拜啓

東北日報に掲けある所左のし

岩井戸考

蓮池散史稿

岩井戸は古豐田の莊今の北蒲原郡五十公野村に在り俗に五十公野山と稱する丘陵中の一高丘にして五十峯中其火山岩の磊々盤踞するもの特り此一丘と爲す其岩井戸なる名稱あるは半腹に巨巖壁立洞門を成すありて俗に『胎内潛り』なるものあるが爲めなり其岩質は純然たる火成岩にして赤色を帶へる粗鬆なるものなり其大なるは三四丈の高さにして周り二三十圍に及ぶあり大小壘々として丘陵を成す如何にも奇古の形勝たり一名『高志王山』と云ふ是れ絶頂に『高志王社』あるが爲めなり

高志王一に『古四王社』と稱し印度四天王を安置せりと云ふは後世佛宗の附會說にして從つて其本體が上杉謙信の拉し去る所と爲ると云ふが如きは最も不稽の說と爲す散史は高志王は即ち『大毘古の命』を奉祀せるものと思考す其五十公野と云ひ其高志王と云ふ崇神帝の朝四道將軍大毘古命が高志道巡撿の遺跡たるを疑はざるなり而して其他正しく會津街道に中るもの是れ豈に大毘古が其子建沼以別に相津(即會津郡)に行遇ひ給へりと云ふ『古事記』に符合せるものに非る歟。鄕友小田島某一の古銅印を藏す天保年間村民山麓地中に獲たり其形質と云ひ其鵝文と云ひ正しく古代將軍の慣用せし官印にして題して『物』と云ふ字樣甚はだ奇古決して近古の物に非す好事家必ず一見す可きものたり今試みに其摸形を左に示す

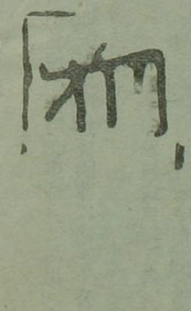

舊里とは瓦師三花庵晩年又三花（橋三）
に何所にか住りしや尋ね見れども
墓しは執子盛績の結果なるに似たり後
崎に庵を営て稿し以ち三書に蒲生介
とても庵号を蒲生自ら庵を来り詠に良
寛か[illegible]仰ぎも述しめたるの名を営
やりと従ふ[illegible]以南の王なりて歿
れとその[illegible]寛の胸中明に寂に従
ことを[illegible]寛ん解する者をよりそ見るもの
人参樓の大徹且子大書ちんことを諸に言
良寛右に縄頭大の小楷を書しも無く

詩歌との好ることを思ひ此の偶字をひきの
べよ大字を作るの事をも以て我れを煩すもの
ぞと此坊さん陰に竊に揶揄せらるゝしあれ
し又一冊定あり[illegible]寛の拙なる絶句解し文字
を作る、又ころれを以て得るところ些の[illegible]錢
借用をもんの書状の文拙なき読み易し
と、言ふ寛此を人よろこぶ
○文為保ち巻首に掲けしかいつれやの大坂
朝日新聞に文章を材料としたる小説あり
主此助の大患あるも[illegible]あり[illegible]母の手子
背きて嵩家として[illegible]一生を人に表して暗を通

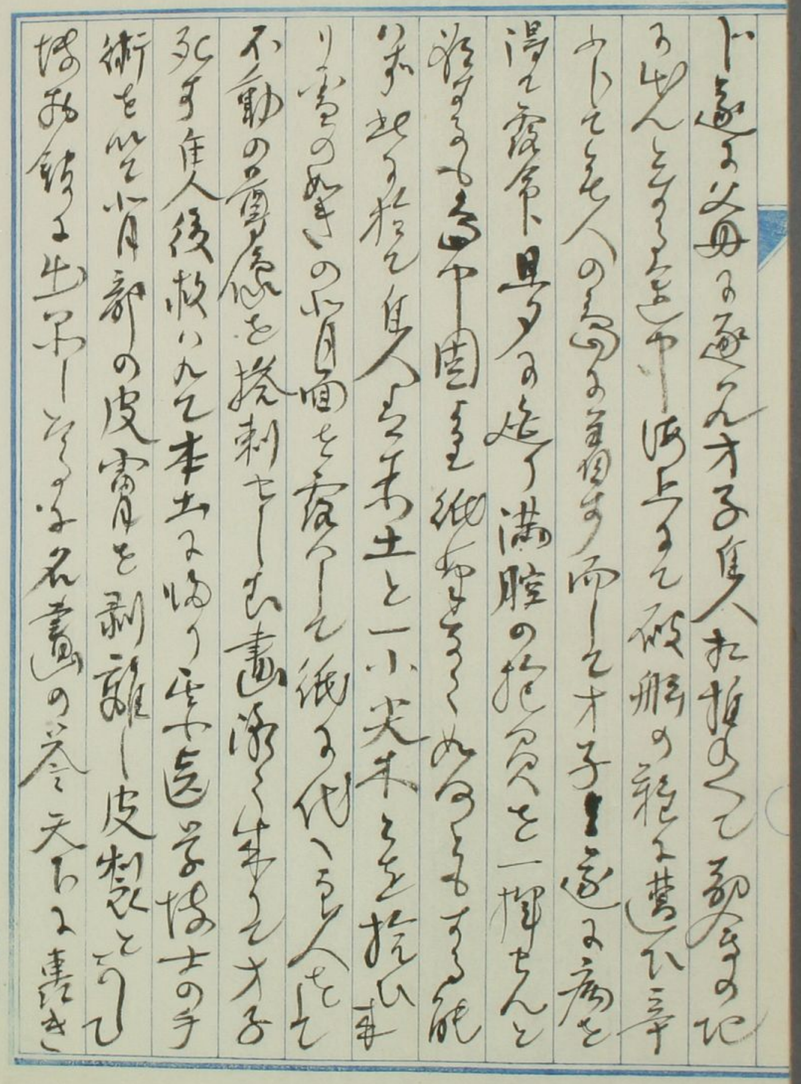

附言埃及の木乃伊の如きは之を死後の文身とも稱すべきものか現時醫科大學所藏の木乃伊を見るに滿身極彩色をなしたるものにして其美麗なること殆んど日本の文身に類するものあり足部中央に記したる象形文字に由るに此木乃伊はシヨビーユンドンと呼ぶ婦人にて今を去ること二千七百年前テーブ府の大寺院に居りたる巫女なりと總て古來埃及國に於ては宗教上の信仰により人の魂は肉體の存する限りは滅せずして更生のときあるものとなし屍體を永久に保存せんが爲めに遂に木乃伊を作るに至りたるものにて屍體の臟腑を去り防腐藥を施し幾重にも布にて卷き付け一種の塗料を施して被覆したるものなるが之を叩けば憂然として聲あり其内部の狀況は分明ならざるを以て解剖すべしとの説もありしが何分數千金の價ある貴重品なれば之を破碎するは考古學人類學等の爲めに惜むべきものなりとて纔かに足部の一ヶ所を切裂き小刀を以て削りたるに乾枯して黑色となり其堅さ鰹節の如くなりしと云ふ此木乃伊は千八百八十四年(明治十七年)に發見したる

ものにして明治二十一年頃佛國領事バスチード氏が埃及國在勤中に之を購ひ横濱へ轉任のとき携へ來りしものなるが歸國の際運搬の煩に堪えずして持て餘し居りたるを帝國大學に於て買入れたるものにして文身の剝製と同一倉庫の中に住し居ること奇遇と云ふべし元來木乃伊は直接に肉體へ繪畫を加へたるにあらずして屍體の被覆物を彩色したるものなれども衣服の類とは同じからず兎に角身體を文ると云ふ點に於て我國の文身と略相似たるものあり且數千年の古物なるを以て左に其圖を掲ぐべし

又眼球に白斑を生ずるもの即ち俗に云ふ星なるものは治療に由りては消し得べからざるものなり婦人などにありては大ひに容貌に關係するを以て之を蔽はんが爲め色素を注入す眼球搭刺術是なり是亦一種の文身と云ふも不可ならず此術は一般眼科醫の行ふ所なれども大阪の高橋江春氏は特に巧手の名あり義眼嵌入術と共に氏が獨得の伎倆として施術を請ふもの多く門前常に市をなすと云ふ

本願寺の七不思議

越後の七不思議中逆さ竹、三度栗、繋ぎ榧、八房梅など皆眞宗の宗祖親鸞上人の舊蹟といふも偶然なるが、其本山たる本派本願寺にも七奇がある、ダガ越後の七奇も近世科學開けては不思議でもない、亦た本山の七奇も能く調べて見れば奇怪でもない、昔時の不明不開時代では種々の口實が利益の根本になつたものと知れては可笑い、

天狗の瓦　花屋町堀川角の門上兩棟に置たる瓦にて普通と違ひ天狗の面の如きを一奇とす

是は越中國の信徒より寄附したるもの、由其年代は未詳なれども隨分舊し瓦工が甚はだ拙劣にて鬼の出來損へが天狗の面の如くに見らるゝなり

百日紅の礎　本堂前四本柱の根礎は百日紅の樹を以て植う二奇とす

實に柱下には別に百日紅の一木あり、然れども是は建築の當時番匠其規矩を誤まち其長足らず故に其不足を補なふものにして其下には堅牢なる根石あり

木製の龍頭　太秦廣隆寺の古鐘にして有名なるもの其龍頭は木製以て三奇とす

木中堅剛なる鐵條あり

水噴鴨脚樹　本堂前にありて枝葉繁茂す往時元和年間近火に當りて此樹水を噴出し以て本堂の類燒を免がる四奇とす

銀杏は水分を吸收する事他の草木の能く及ぶものなし此故に唱ひ出せし奇說なるべし此近火には九條村の信徒等身を犧牲に供して防火し以て罹災を免がれたるは世の知る所なり

太鼓の胴　寺中東北隅鼓樓に置く大太鼓の胴は躑躅の材を用ゆ、其大さ四尺に及ぶを五奇とす

大なる木材を奇とすれば長なるも奇とすべきか大報恩寺は七百年前の建立にて其四本柱は躑躅なりといふ亦奇ならずや

大仲居の三面大黑　寺中大庫裡大仲居にあり眞宗にして神像を祀るを六奇とす

是れ此大黑天は伏見桃山城の遺物なりといふ彼の飛雲閣を賜ふと同時に同寺へ來りしものを祀りしなるべし

手水鉢　本堂の前に在り渡邊の綱が鬼の腕を收めたる石櫃なりといふ七奇とす

鬼の腕既に奇なり之を收めしといふ奇中の奇なり本堂建立の時に同寺の設置する所なるを

尙一の奇あり同寺南面の勅賜門は蜘蛛巢を張らずと勅賜に依て此業なるとすれば諸寺にも其例あるべし未だ聞かず豈斯る誣妄を信ずべきや

（日出新聞）

○ノンカウ考

◎**樂道入**（陶工）樂三代俗名吉兵衛異名ノンカウ法名道入是より妙覺寺日那に成る明暦二年丙申二月廿三日歿す一説に明暦三年丁酉とあり未詳（茶道筌蹄）

樂三代目吉左衛門異名ノンコウト云法名道入明暦二申二月廿二日山田ニシハラク住スコアリ（樂燒代々書）

三代道入吉兵衛異名ノンコウ明暦三年二月二日歿八十三歳（樂燒系圖）（茶家醉古襍）

樂三代道入ハ長祐弟吉兵衛異名ヲノンコウト云フ明暦三丁酉年歿ス（喫茶餘錄）

〔編者曰〕四辻公説卿の文に三代文質彬々妙巧入神とあるは道入の技を評せし語なり道入は樂氏二代目常慶の弟にして樂陶三名人の一なり通稱を吉兵衛といふこと確なるが如し吉左衛門は誤なるべし、『退閑雜記』には韓人飴爺宗慶を初代とし長祐二代の次に三代目庄左衛門なる者を加へ常慶は四代にして五代吉兵衛ノ子といふとあり又『求古錄』には宗慶を初代として四代吉兵衛入道シテ老己ト號スとあり宗慶を初代とする事は斯道の名家中にも常に唱道する者ありと雖も三代目庄左衛門といひ又入道して老己と號すといふ事は如何あらんか、庄左衛門は長祐の弟にして宗味と號し契に分家せしこと『喫茶餘錄』に見えたり、

却説『工藝鏡』に道入如何なる故にや異名ノンコウを以て稱せらる云々とあり又『風俗文選』中服部嵐雪の茶碗銘に三代目をのん子といふのん子こそふかき意味あれ秘してしばらく殘す云々とあり此異名に就て諸書に記す所左の如し

ノンコウ事　宗旦代ヨリ云宗旦一重切ノ竹花入ヲ切テヤラレケル其名ニノンコウトアリ是ヨリノンコウ〳〵ト呼ブ本名ニナルノンコウ此花入ヲ樂ミ細工ス宗旦今日ハノンコウガ方ヘ行カンナド丶度々云レケル此花入今ハ大阪茨屋安右衛門ニアリ（樂燒代々書）

樂三代目をノンコといふノンコこそふかき意味れあ秘てしばらく殘す「まつ虫のりんともいはす黑茶碗」深き意味とは何をいふにかおぼつかなし或はいふノンコは昔のはやり言葉なりこれによりて思ふにノンコはその頃うたいもの有て踊りたることありてこれを異名としたるならむ松の葉端歌の内のんやほうし晩にござらばひこたさいてこされ〳〵はんにや梅の木の枝をろふのんやほ〳〵後にもはやりしとみえて西鶴が大鑑などにものんやほ丶踊とありノンコはをかしき男にてこの踊を好みたるか又其身ふりなどの似たりしにもあるべし（嬉遊笑覽）

のんこうの事旦入へ尋に遣したる返書ノンコウの事拙家

控書無之相わかりかたく候旦翁より道入へ二重切花入御贈りにてのんこうと御認にて御座候よし其後世上の數寄者道入とは申さずのんこうと呼候よしおそらく能工と申事ならんと存し候得共控書無之不明に御座候

樂の家にていひ傳へたる能工の文字に引あてたるは難き方なるべけれど韵鏡に能にノンの音なしといへゞあらんこはいづれにも古き事故其證を得がたし云々予（金森得水）按ずるに文字に乃無己とかくべし道入陶工に心をつくすといへども宗旦其能をゆるさず或時不用意にして作り得たる茶碗を宗旦賞美して夫より名をいはず乃無己（ノンコ）と呼しならんか猶識者の論もあるべし無我無心（ノンコ）は乃無己（ノンコ）なるべし

ノンコの説愚案の趣は既に上に記しおきたり此頃洛下竹村一玄の著したる本朝茶經にて興風見あたりしをこゝに追加す樂燒師吉兵衛乃無己と名をあらたむるに故あり業にこり萬苦して燒作すれども宗旦ひとつも是をうけがはす或時不用意を以作る所宗旦深く感賞して汝妙所にいたれり仍て名を頓悟とあとふといへり是則愚案に乃無己といひし文字に附會せしも亦をかし（本朝陶器攻證）

〔編者曰〕『喫茶餘錄』にもノンコウとは頓悟の唐音云々説あれど茲には錄せず

○観劇の歴史　明治以前の歴史は別に記
劇史の項を設けて説明するものゆ
く僅に子孫の記憶に残れるものに三升屋兵庫　瑞笑屋
兵庫なる者の作品或は自己の所作
おの名を聯合して多人数一時の観劇をし
ことあるのみにて其の初めの役者を
最初とするも新しく観客の多数なる
劇場の収入を増すべき大の役者並に
劇場の生命を繋ぐことあり故に
役を固定せしめ役風を基本とする作者を
やしきの形くまく二十七年の頃より四十

有餘年しかる現在を六十有餘年に云
以前は其役者も最初とする同如者の固
体の基を以て生命役者の如き勤せざる劇場は
能とひて是を容れざるべからざるに
今の観劇は一変して多くは生の所作
異なる観劇者の面の計算なる固定を
組生し之れを特にするものを中心に為す
を集め各色と交渉して一人の役者を
刃を定め各色と交渉して一人の役者を
役者を節略し新しき観劇をする
来るものあり又或る中に酷使

其年の名をかりて引幕を高張することあり
歌劇等の表意匠多くあり

○タンカを切　とは弁ちつる社をする面にて
エー一枚いかゞさまこゝごひめきの役者何
角角三枚こゝ一枚いのぐさまこゝ　エー牛
新角は大和屋こゝこゝエー尾張屋は高麗
こゝ三芳屋こゝエー高麗屋こゝエー何こゝ
何エー諸姫三枚　ゆうさまのこゝ
こゝ口物をいふこゝ
○オスケ」　弁慶もつのひ社をする「おすけ」と
こゝふこゝのあつこゝ弁慶を後へこつのりせ

東京帝国大学

鐵を見て元の弁慶をつゝふこゝ
をオスケ」とこゝオスケ」は助手のこゝこゝ劇
場図会なるべく「おすけ」とは見て通こゝこ
弁慶をぬぎ北条殿の高家の義こゝのごとの
ことこゝ、こゝこゝこゝ久々目こゝ入　おすこと
入湯の図　こゝ　役者の弁慶を劇
きこゝ北こゝ場面こゝこゝ　いつのも弱こゝ　北の
置手拭をこゝ　撞木こゝ　導みこゝこゝの得意
の役者の名を弁慶もつのひの呼ぶこゝ
こゝ後こゝ向こゝこゝつゝ　かくこゝ五六枚
乃ち千枚位弁慶もつゝこゝ一人こゝ

他の者又乃至其状態を入れて主客の
各自の行為をつゝしみて「我飯を喰
ふ人の行為をつゝしむも此人々の如ぬ」とは
天狗髑髏鑒を保証の意味風来山人の如
言葉も此「おすけ」を中に置き人の飯を
喰ふを他人の為めに行為をつゝしむ
注意を加へこれも亦の一風物にして其
意味の主人も大意を意味し修きまゝと
いふこれは進行者の状態をつゝしむ
也なる意味なるべし

○穴師といふ事は一田庄右衛門

来記りしを此地を穴師の地の穴師
客庵を創出し一庵を記す
茶子の分割金を庵の主人を如何する
事とする者を客の主人茅場の五ひ
我顧客の附也みの名を流し客を親
上オの庵を用ふる也ことあれば合々我顧
客の歓心を充さしめんと生涯庵を畢ひて
方法の手代オ
抵抗を此るの没さして穴を占有せんとする
ものゝ主所を徒に此庵の抵抗をして
さるの者を数所る俗庵のうち安ん味或

すべてこれ人世の技芸創り
の孔子則ち多くすべて人風世の動の情し
きを感じて契沖と伝あり
まるを天体の長い衆又を心お産業の人を
事時役を一般なるもの多くの事情
の所為毎朝の所武を十分のべ多数
あの花をあしさんで以事の多分の作
りたり

○友禅染の始発　京都友禅を画家で
京都の技術あるしのみ多くの作
友禅染の創始者の名を宗元年友禅染を著

画の染板とは異なり刷毛を用ひて描きた
すこのものも著画の作画と異なり
「イッチン」引を用ひ絵を白描とする
「イッチン」引とは法紙を心の間の尖
端を変ずる真鍮管を付したるの印文
浮工のあるを皮革とし彩書所も共法
と数数を結ぶ糸をもの実所も共法
を結ぶ線を作り彩色をなる海共
絵を剥離する絵を白描として鮮なる
ものを書の多絵を書をもとしれ
ものを工夫を絵「イッチン」引を用ある友禅

瀬戸陶祖碑

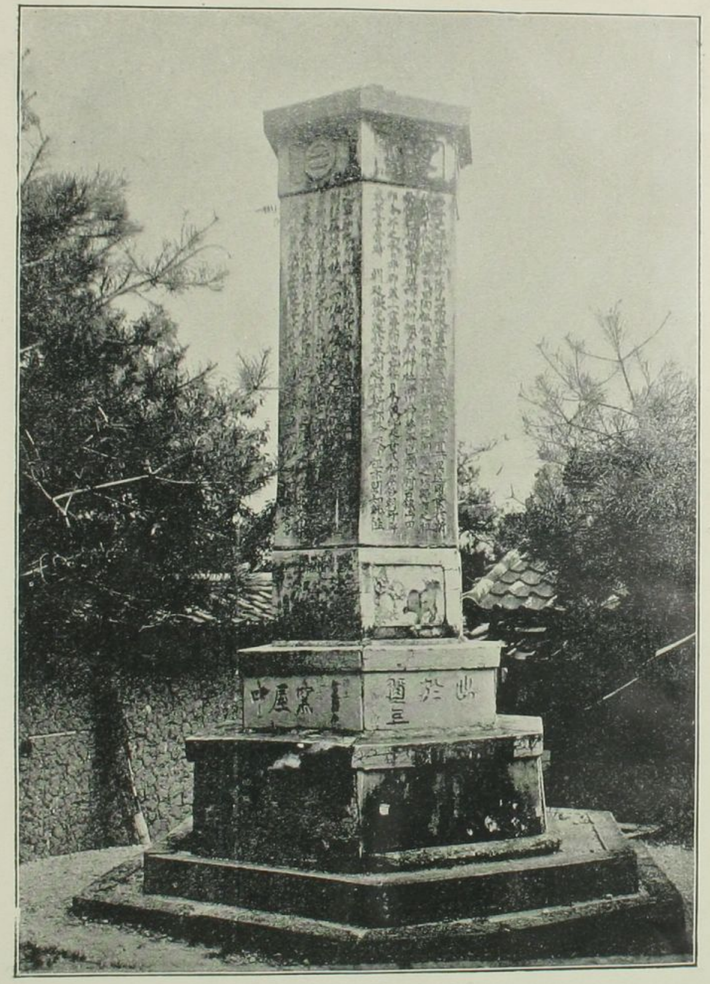

◎陶祖碑

尾張　特別會員　林　宗壽

尾張國東春日井郡瀬戸町陶器製造の元祖は加藤四郎左衛門春慶翁（追稱陶祖）なること世に知らざるものなく現に瀬戸町の人家八百餘許の中農家十數戸を除くの外は盡く陶磁業を以て衣食し陶窯二百個に近く一年間費す所の新材のみにても十萬圓に上ぼるが如きは皆陶祖の賜にあらざるはなし慶應年間同地陶業取締役加藤清助氏は深く陶祖の偉業を景慕し博く有志者を募りて百方盡力の末遂に陶器製六角の一大紀念碑を建設し慶應三年三月を以て落成したるもの即ち陶祖碑なり此碑を製作するに當りてや實に當地未曾有の大工なるを以て經營苦辛一方ならず之を全地中第一等の良窯に横ざまに入れ燒き終りて後其の窯の上部を毀潰し漸く取り出したりと云ふ陶祖の偉効を傳ふると共に又瀬戸町陶業の伎倆を見るべきものなるを以て其全形を寫眞となして貴會に寄す碑文は舊尾州藩督學阿部伯考の撰なり其全文左の如し

但し碑の總高さ一丈六尺、陶製六角碑棹長さ一丈一尺一角幅二尺、臺四層第一第二は同く陶製六角第三以下は石製にて一角六尺あり、刻銘願主加藤清助施主窯屋中、一面には植松松蔭小田切忠近鳥居重次吉田仲恕咏

閑宜湾井蘇川合義此右俱與、又其側面には陶綱加藤景登同清友及自餘匠人等補助素堂景政陶造加藤岸太郎立埔勞彫工秋田新藏とあり此餘は寫眞にて想像すべし

陶祖春慶翁之碑

陶祖姓藤原名景正稱加藤四郎左衛門別號春慶又曰俊慶追稱曰陶祖其王父曰橘知貞大和諸輪庄道蔭村人也知貞生元安元安生陶祖元安有罪謫備前松等尾母平氏山城深草人道風之女也陶祖幼時喜埴埏造土器恒恨其巧不如殊邦有往學之志既長仕大納言久我通親叙五位諸大夫遂從通親二子僧道元入宋時適彼嘉定十六年也留學者凡六年而歸卸帆於肥後川尻乃以所齎歸土造小壺三具於船上呈副北條時頼與道元後海内傳以爲奇珍陶祖歸時年廿六因省父於謫所遂留陶所なるのみならず相思の男女が二の腕へ誰某いのちと彫り付けて「ちやんの名が阿母の腕に痍びて居」と川柳子に嘲けらるゝも厭はず二世の契の左券となすに至りては文身の用法に於て數歩を進めたるものと云ふべし若し夫れ裙をクルリと捲れば倶理伽羅モン〳〵イヨ音羽屋と云ふ塲台に臨んでは對手の荒膽を挫ぐこと一方ならずムッチリとして肉付よき羽二重肌へ流行の濡珍の肩入れか京染の友禪縮緬かと疑はるゝ計りの文身あるが如きは之をすばらしいと云はんか之を威勢よきと評せんか兎に角一種の美觀たるを失はず工百ッ見り寸面目は之が爲めに其

◎陶祖碑

尾張　特別會員　林　宗壽

尾張國東春日井郡瀨戸町陶器製造の元祖は加藤四郎左衛門春慶翁（追稱陶祖）なること世に知らざるものなく現に瀨戸町の人家八百餘許の中農家十數戸を除くの外は盡く陶磁業を以て衣食し陶窯二百個に近く一年間費す所の薪材のみにても十萬圓に上ぼるが如きは皆陶祖の賜にあらざるはなし慶應年間同地陶業取締役加藤清助氏は深く陶祖の偉業を景慕し博く有志者を募りて百方盡力の末遂に陶器製六角の一大紀念碑を建設し慶應三年三月を以て落成したるもの即ち陶祖碑なり此碑を製作するに當りてや實に當地未曾有の大工なるを以て經營苦辛一方ならず之を全地中第一等の良窯に横ざまに入れ燒き終りて後其の窯の上部を毀潰し漸く取り出したりと云ふ陶祖の偉効を傳ふると共に又瀨戸町陶業の伎倆を見るべきものなるを以て其全形を寫眞となして貴會に寄す碑文は舊尾州藩督學阿部伯考の撰なり其全文左の如し

但し碑の總高さ一丈六尺、陶製六角碑棹長さ一丈一尺一角幅二尺、臺四層第一第二は同く陶製六角第三以下は石製にて一角六尺あり、刻銘願主加藤清助施主窯屋中、一面には植松松蔭小田切忠近鳥居重次吉田伸恕所宜潟井蘇川合義此右俱與、又其側面には陶綱加藤景登同清友及自餘匠人等補助素堂景政陶造加藤岸太郎立埴勞影工秋田新藏とあり此餘は寫眞にて想像すべし

陶祖春慶翁之碑

陶祖姓藤原名景正稱加藤四郎左衛門別號春慶又曰俊慶追稱曰陶祖其王父曰橘知貞大和諸輪庄道蔭村人也知貞生元安元安生陶祖元安有罪謫備前松等尾母平氏山城深草人道風之女也陶祖幼時喜埴埏造土器恒恨其巧不如殊邦有往學之志既長仕大納言久我通親叙五位諸大夫遂從通親二子僧道元入宋時適彼嘉定十六年也習學者凡六年而歸卸帆於肥後川尻乃以所齎歸土造小壺三具於舶上呈副北條時頼與道元後海內傳以爲奇珍陶祖歸時年廿六因省父於謫所遂留陶焉尋侍母於深草無幾何母沒乃試陶於京畿及傍近諸州又試之於本州知多愛智二郡皆不可遂來本州山田郡瀨戸村覩祖母懷之地而奇之曰地勢向陽山高水清其土質亦與所齎歸者無異遂開業於斯終身不復他徒云或曰陶祖祖母得佳土於瀨戸雨池洞懷之以歸謂祖母懷一曰祖母懷陶祖所以祈瀨戸村神社深川神夢得也瀨戸村古隷山田郡今幷之春日井郡蓋上世宜陶地也按日本後紀延喜式和名抄朝野群載等書當時朝廷徵瓷器於本州必於斯郡降及陶祖亦聞知既往之事跡故易爲功云陶祖宅址曰中島在瀨戸村深川神社東邊田圃中樹杉一株以爲誌又其北有稱禪長庵之地傳陶祖晚年委家事於其男陶祖於庵妻於宅地各自卜築以爲終焉之地陶祖沒年諸書無所考墓曰立立塚在村左古窯稱馬城地今其手造把握者偏村民姓[illegible]其裔也其立其祠曰陶彦社又名窯神例祭以三八月十九日三月戲獅八月走馬子藤五郎孫兎四郎以下世先業傳曰九功之德皆可歌謂之九歌陶祖有一於此盡歌以勸之俾勿墜載歌曰

公昔浮海入混茫天倪何遽認津梁海若馮夷交謔送蛟龍寵羅況敢妨留學暫時技出藍一朝揖謝言歸航蓬壺瀛洲取次遇帆腹果然百尺檣魚眼射波路萬里鰲背立國壽靈長歸來桑梓共無恙孝子還遊自有方就養無憾彼與此天涯之適聚幾量所在試盡土質性嶮岨艱難亦備嘗後到山田古陶郡山高水清地向陽樂土世居子孫業好埴夢得祖母藏遂令天下後世人喚陶必以瀨戸鄉九功之德孰可歌利用遺澤偏扶桑慶應二年丙寅二月尾張阿部伯孝撰

瀨戸陶祖碑

此お席は星ヶ岡茶寮と申して茶人方の倶樂部であります
ゆゑ茶人のことを惡く申しましたら歸りにはヒドイ目に
遇ふかも知れませんから決して惡くは申しませんが茶人
方の特に名器名物として珍重されまするものには鑑識の
方針に於て私共の腑に落ちないことがあるので御座ゐま
す何も今日まで名器名物として傳來したものを攻擊して
其品格を落さしめると云ふ譯ではありません私も茶は至
つて好物です茶を喫することや茶事に關した式禮などは
順序正しくして而も雅致に富んで居ります詢に結構なも
のに相違御座ゐませんが之に伴ふ器物就中陶器の類が本
來左まで珍重すべきもので無い筈のものを無暗と尊重す
ると云ふ風があります去れば井戸七所など、唱へて嬉し
がりますのも本來の名稱では有ません唯後人が多くの陶
器中より偶然に種々の異形物などを發見して其の紬の模
樣が面白いとか土切れの工合が妙だとか云つて稱贊した
のが遂に名物名器と云はれる樣になつたのであります夫
ですから多くの陶器中より斯かる雅物を發見した茶人の
功は沒すべからざるものと云つて宜しい又名物名器とし
て傳來されたものは何も之をケナすことは無い飽迄も珍
重して然るべきものでありませうが其の陶器の製作の本
來よりして貴重なるものと思ふ樣なことが有ましては實
に工藝の歴史上に於て打捨て、は置かれません
一体井戸だの魚屋だのと云ふ陶器が何の爲めに我邦へ渡
つて來たもので有ませうか彼の瀨戸の藤四郎が百方苦心
をしても紬の掛つた陶器を製し出すことが出來ないので
其の方法を研究する爲めに道元禪師に從つて支那へ行つ
たと云ふことが一般の傳說である尤も此以前にも紬の掛
つたものが有つたことは他に聊か考證したのもあるが夫
れは別事として兎に角藤四郎以前に陶器の製作が進んで
居なかつたことは明白である底で日常用ゆる所の茶碗だ
の皿小鉢などは朝鮮及び南洋の呂宋「マニラ」臺灣支那の
福州景德鎭あたりから渡來したものである日本で陶器製
作の術が開けないから勢ひ外國品を購入して需用を滿た
したと云ふのが南北朝から足利時代迄の實況で御座ゐま
す現に此種の陶器を同時代の墓所から堀出すことが間々

ありますが是は死人が平常用ひた品を死屍と共に葬つた
とか又は水向けの茶碗などが自から土中に埋沒したもの
であつて臺所向の雜具に過ぎない尤も靑磁などの樣な結
構なものも渡つては居りますが井戸だの魚屋と云ふもの
は其の陶器本來の性質は雜具に過ぎないものと斷言して
も宜しい美術品など、云ふ名稱を下し得られるものでは
有ません又唐物茶入と云ふのも同樣で支那では藥味入れ
の樣なことに使用したものと見へる其中から絲切の面白
きものなどを偶然に發見して大層珍重し二重三重の箱に
藏め金襴の袋に入れて珍襲せられます其珍重襲藏する要
點は偶然に出來てある絲切の妙だとかカイラギの出來だ
とかに在ることであると合點して居れば間違は無いが器
物其もの、本來が貴重品である美術品であると云ふ樣な
感想を持たれると大變な間違であろうと存じますカイラ
ギと云ふのは高臺の極へ土が餘つて巖の如くになつたも
のが出來るのを云ふので此土だまりなどは固より始めか
ら意あつて製作したものでは無い唯數でこなす雜具のと
なれば製作が疎漏な爲めに已むを得ず出來たもので其中
からして土だまりの形狀の面白いものを撰み出して珍重
する人工以外即ち偶然の結果に雅趣のある所を玩ぶので
御座ゐます茶煎ずれと云ふのもそうです支那の轆轤は手
まはしのもので無い蹶廻しと云つて足で廻すのですから
茶碗の口邊より漸次下へ行くに從つて及腰になつて拇指
に力が入る樣になるので自然にあんなものが出來たので
あります又竹の節と云ふのは切離すときに篋を强く差込
むときは離れよき故手早く切離す爲めに出來たものに相
違ない高臺の縮緬など、云ふのは土質の爲めです唐津な
どの樣な砂を含む所に縮緬の出來るのを見ても知れます
此の如くに種々の名稱があるのも皆器物本來の製作に由
りたるものでは無くして偶然に出來たものを利久出來の
茶人が其中より雅趣あるものを撰み出して愛玩したので
ある切高臺割高臺十文字など、云ふ是等も高麗「マニラ」
臺灣邊から渡つた品で多數の陶器を結束するに便利の善
い樣に一番下の方へ當る陶器の底へ十文字を切入れ繩を
懸ける便に供したもので御座ゐ升故に私は其の多數の中
から雅致を愛して撰出せられた名器の價値を落すことは

今泉雄作の茶器談

此お席は星ヶ岡茶寮と申して茶人方の倶樂部であります
ゆゑ茶人のことを惡く申しましたら歸りにはヒドイ目に

功は沒すべからざるものと云つて宜しい又名物名器として傳來されたものは何も之をケナすことは無い飽迄も珍重して然るべきものでありませうが其の陶器の製作の本

望みませんが其名器となつたのは茶人の鑑識を經て始めて珍重されたので器物が重んせられる性質のものでは無いと判斷するのです彼の高山寺には榮西禪師が將來なりと云ふコガキの茶入と云ふのが有つた何時の頃よりか紛失して現今は身代の僞物が大切そうに保存されてあるが眞物は即ち唐物で宋朝時代に用ひた粉末入である食事のときに用ゆる胡椒や芥子の類を入れて置いたものであろう茶人の方では東山以來を大名物と云ひ遠州以來を中名物と稱して賞美するものだか過日も支那へ行つて調査をした人がありますけれども少しも當時の遺品は見當らぬと云ふことです夫れは其の筈でせう今日で申せば七種蕎椒の振出し見た樣なもので用ゆるに隨つて捨て、顧みなかつたから數百年を隔てた今日に存在する譯はありませんん今少し上等の塲合に用ひられた眞の茶入などは往々殘つて居るものもある先年町田久成氏が淸國より持歸られたる茶入の如きは其の一でありまして幾分か貴重品として扱はれたもので臺所向の雜具ではありますまい故に名物名器の形狀が面白いとか風韻があるとか又は茶に適當するとか云ふことは別問題として近世日本に貴重する唐物類は決して彼國の貴重品ではなかつたものと考へられます（喝采）

三原昌君曰く名物名器がもと彼土の雜具なりしとの說は至當の考證ならん然れども其の製品に巧妙の點あるは爭ふべからざる事實なり彼の藤四郎が入唐して苦心を重ねたるも其技遂に唐物に及ばす仁淸は藤四郎を學びたるもの而も其技復藤四郎に及ばす況や今の平凡なる職工輩をや歐風の輸入や科學の研究や相集りて新規の發明をなすものあるは喜ぶべしと雖も溫潤古雅の製作に至りては今人到底古人に及ばず夫れ今日に珍重さるゝ茶器を以て往時の雜具なりとすれば今人がわざわざ貴重品として製作したるもの却て古の雜具に及ばざるにあらずや今の陶器工たるもの宜しく眼を此點に注ぎ奮勵一番古人を凌駕するの策を講ずべし雜具なりとして之を賤んずるが如きは予の決して取らざる所又今泉君の眞意にもあらざるべしと信ずるなり

又思くとも仮借の事を明に
懐文書きたることの也とは
めつらしきことなり
めつらしきことなり三十四のとしを為
給さうらし、こんは意と異なる所也
うとも七しとも茶道の科とは
思ハセしとうと
○真行草事ハ
ふ事庵を造作
をつけ陛下北巡のとき駐輦ありう
人勅旨の志庵を玉座を設をを以て任し
他人の所をんを四人を安んしめず、

東京帝国大学図書館

る所なるし皇族の方ハ
も面りとなるとを園を自然
と風致をみるも情もぐしう人仮物を
てよりとき御帰を撤り
庵の風致を保
もつとも庭園
の庭ろう外の樹木
を日人種庭
庭下と敷る庭
の庭園造出を作
る所なるし皇族の方ハ
も面りとなるとを園を自然
と風致をみるも情もぐしう人仮物を
てよりとき御帰を撤り
庵の風致を保
もつとも庭園
の庭ろう外の樹木
を日人種庭
庭下と敷る庭
の庭園造出を作

二十八年十一月二十三日朝、隼鷹ア飛デ行宮ニ入リ綺、富士ノ頂ニ留ル、之ヲ捕フルニ喜ブ色アリ、恰モ高千穂嶺鷹ノコトク相似タリ、居ルコト十九日其龍ノ鎖ノマヽ消失セヌ、翌二十九年一月推古ノ朝勅造ニ係ル世所謂乾漆佛ナヒ閼山堂ニ安置セリ其歳ノ幕三十一日朝相模者文鷹ヲ授カルノ霊験アリコトノ

千歳門御車奉迎ノ門

駐蹕碑三條太政大臣筆

日長堂ハ行宮

太古山

少年橋

瑞雲棚山岡少輔ノ筆

阿賀ハ越ノ二大川ノ一ナリ

太古山

上ツヨロ

「千歳ふる山の巖根も動きなき。地昔ながらの景色にて。見ゆる限りは天津日乃。光長閑けき浄土かな。斯る處に御車を。駐め在しもことはりや。隼鷹の不思議を示し霊佛の静まり玉ふも。まことに。由縁ある事ぞかし。

千歳門の傍に。駐蹕の碑石聳ゆ樹ち。日長堂前木隠れて。太古の山の瀧流れ。少年の橋を渡り行き。山徑斜めに攀ぢ見れば。瑞雲棚引臺にて。君の眺めし御跡なり。南ゝ阿賀の川流れ。往來の船は一と續き。漁ごる船ゝ

古來山神ヲ祈ル
松ヶ崎濱
古來森ヲ標識トス
佐渡國
國幣社彌彦大神
七百年前建立ノ大日如來ノ石像
西國三十三番石像觀音
新崎地藏堂古來生活地藏ト稱ス
四百年前建立五百羅漢ノ中
忘筌亭碑梧竹道人書
○
洞門開山堂ノ大門
○
本尊聖應觀世音ト稱ス
○

此山の神乃手引に網を擧げ。北は湊の松が崎。出で入る船の絶間なく。沖漕ぐ船は此山の森を杖折に帆を揚る。海上遙かに眺むれは。佐渡の島山横へり。此方の岸に彌彦山。國を靜めて聳ゐたり。山の肩腹巖角に。千代の古佛の在しまして。松の岡邊の路傳ひ。救世の法身立ち並ぶ。蓮池の邊の森の中。地藏堂には看經し。古池の端の松の影。羅漢堂には磬を打つ。筌を忘れて眺めやり。麓の洞門過ぎ行けば。此山守る神と聞く。開山堂も見え隱れ。

上シテ

「松杉緣滴りて。衣を染むる心地せり。法燈闇を照

經曰慈眼視衆生
古人句曰
山靜似太古日長如
少年

遺誡碑文曰、處世爲何事、唯知孝與忠、家聲若山壽、萬古護行宮、
○
太政大臣三條公
○
大將有栖川宮
○
日長堂碑
仁和寺宮筆
○
四絕碑
吳淩明高德柴栗山
攙文、卷菱湖抑亳
至誠菴上石
○
大愚碑
瓦寬上人傳梧竹道
人書
○

しても。慈眼衆生を視玉ふか。

上地

「山靜かに神さびて。太古の昔に恰も似たり。廻る月日の長ふして。少年の時の如くなり。彌〳〵崇き太古山〳〵。

千歲園

シテ詞

「夫れ人の世に處して、何事を成す。唯忠と孝との、二ツのみ。太古山に、千代かけて。宮居を、守る心なり。

上地

「斯る由來は。畏くも大臣の公の教へにて。土も巖と成る迄に。千歲を契る石の文。山靜かに日長しとて。實に古人の妙句より。北征總ぶる將軍の。宮の名付も宜なりや。高士四絕の石文と。大

信天碑
侃齋隱士傳吉田晩稼書

千歳園碑
有栖川宮筆○

揚武碑
伊藤大臣筆○

無双碑
福島大佐筆○

観音碑
舊博物館長町田久成公寫影、大道社主幹川合道師撰文○

地蔵碑
瀧和亭寫影○

新崎碑
吉田晩稼書○

古山碑
舊宮内卿德大寺公題字
會長西村道師撰文

天杖碑○
籠手田知事公撰文○

愚と信天の石文は。太古に似たる此山に。少年の如き傳を鐫る、千歳を契る御園とて。實に目出度き例より。征清總ぶる大將の。宮の命も宜なりや。我武を揚る石文と。勳無双の石文ゝ。永く遺跡を賁り立て。千歳頌聲傳へつゝ、觀音の碑と地藏の碑。不思議を現はし此山に。降臨在す功德をば。世世に傳へて弘めけり。新崎の碑と古山の碑。草原分けて此里に。居住を爲しゝ功德をば。千代の後まで遺したり。御杖を刻む石文は。籠手田の知事の御思召す、宮の神にて萬代に。祭る心の御姿見。水仙鐫ばむ石文は。十年余一日に。盡す誠の花な

中興碑
大倉雨村畫賛曰
ふる雪に撓まぬ色は我國に盡す誠の花にぞ有ける○

園庭修築十三年碑
ナル建ルコト十九外二ツ合テ二十一古佛石像ナル建コト二十及三十三番觀音石像並ニ千体地藏百体合テ百五十有四堂宇ヲ建ツルコト三箇也

るか。雪に撓まぬ心なり。

上シヨウ「忝なくも親王の御筆の跡を留めたり。上地「殘る形見も常盤なる。松の間の花紅葉。天津日影の長閑にて。冬枯知らぬ千歳園〳〵。

右二曲前後謠曲、中はまい〳〵曲の節にて唱歌し太古山一家の祝謠とす

附錄

太平橋　古名　新崎渡

下地「阿賀の川波音清く。太平長く橋かけて。岸に千歳

太古山
隼鷹觀世音
川源ハ會津猪苗代湖水ヨリ發シ松ケ崎ノ湊ニ注ク
羽越境ノ高山

國幣社彌彦大神
佐渡國
春ハ鱒網秋ハ鮭網
芝田城主

を古山は大悲擁護の霞たつ上は深山の津川より。下は海原松が崎。往來の白帆さながらに。小蝶の相遇ふ影輕し。上シテ「東を斜めに見上れば。「飯豐の山は半天に。南の山々下瞰して。獨尊き姿なり。西を遙かに眺むれば。國の神山聳えたち。佐渡の島山相對ひ。彌〳〵高く見えにけり。四時の中にも春秋の。漁る頃の船競ひ。殿の逸豫も賑ひて。名高き越の鮭川や。惠も深き所かな〳〵。

明治三十二年

子も見たるに、さすがは大西郷と思ひて居る内
後には二姉まで生れて、デレつき始めたは、
西郷もとんだクリラゲのぬしである、維新豪
傑、高杉晋作を除く大多数は皆女の手には
丸め込まれてゐる、余は田舎にて生れし
人故たゞ男子と思ひしと冷かしたる、野蛮
朝鮮も野蛮の国なれど、女にして大院君で
すら大院君を殺さんとして後には必ず
ことが出来なかつたとみえる、〇〇じや行
酒も女も中の一つである（三十三年六月
十日）

○森田思軒（名は文蔵）は先天の為めの為め
に新聞に来た、その頃であつた、中ひつたく
論じて出かけた、その頃の政府の論
を加へた、余もこの時に政事に運動の時の
しいのであるがどうも僕などは運動させ
ない、新党に先立つ方であつたが僕に動かない、
やると親族（井上をさす）やらが気をつけた
障りをするのだと云ふ、余も井上は起
つた事があつた、森田思軒は井上が
新なる事を忘れて井上の（余）に申しても気持を
きめてゐる、朝鮮の使ともなつたときまで

陛下の勅使を遣しうけたまはる伊東
以井上を北条に問はしめるに俗人
を任ずべき仁の名をあらはすべきいとこそ思へ
俗体の中更をしたのびあるべきに伊東
くらをくらんと云ふ事なりとて
云へば井上も情実を思ひとりて
なつかしのもつまり情実
北条を訪ひて地位を
問ふまゝに行くこと
を知らざるまゝ永く御信用
と渡りたるに伊東君為の記

東京博覧会

とおもつて抜るべき抜方
進ずべきと指揮して起つ秘訣
うかつて宮地なあらうとも
とこふと、こを要する時の
誰かも吟ずるまゝ
い（三十二）
の北条氏政の文況
を活用を基礎として
と呪ずるの奏
漢俗背びあるべ
めうとする中に

▲茲に一珍事が起つた……廿二日の晩も興倉中佐が片山屋敷で戰死した報知が來ると同時に、猿て姙娠であつた興倉の細君が急に產の氣が附いて來た騷ぎだれ……

▲然るに茲に一大事さいふは城中の糧食日一日と缺乏して來る……第一情ない事は病人に食はすべき物がない、此には實に泣いた下や……段々調べて見ると流石に軍隊は慮いから其中豆腐屋の倅が居た……又餅屋も居た……近處の池に鯉が居るを見つけだした者があつて竿を肩げて釣に出かける……此頃城中では盛に寄席の興行が行はれた、

▲いよ〳〵我が突圍隊の進發すべき當日ともなつた。……此大合戰へ臨むのに何日もの如く粥飯を持してやりたくない……お粜も實粜では感服しない……ツマリ大事な馬三頭を屠る事にした……兵には各水筒一本宛を渡して此れには燒酎を入れ、其晩の中に餅をついて小餅にして、其れを一人毎に五つ宛持たして、サア此れ丈が熊本城當時の身代ドや、城中の身代を傾け盡した此驍走を餞別と思ひ、百二十發宛の彈藥を持つて、不承でもあらうが死で失れい、觀むと云ふの意である、

○高世賂賂の術を行ふ

おのの手あを行ふ者のあるを見て

つゐに一例ひあるを

（後段差出）

◎賄賂の手段に就いて種々様々の方法があるさうで、昔のやうに、物品とか金錢とかを、魚籠の隅や菓子折の中へ、胡魔化して入れて行くものの少いとのことだ

◎これの或る地方で立派に司直の職を奉じて居た人の話であるさうだが、其人の奉職地の商工業家の多い處であるから、隨て裁判事件も他より多かつたが、それが爲め賄賂の流行も非常なものであつたさうだ、併し職務が職務だけに賄賂と受ける樣なものの一人も無かつた

◎それで其の賄賂の遣方の手段の巧妙なるにの、殆んど一驚と喫する次第で、今試に其一例を話して見やう

◎茲に某の事件が起つて來て、此れの何うしても或人の力を藉らねばならぬと關係者の一人が認めたが、或人に向つて表面から賄賂と認められる樣なら、金錢物品と贈ると云ふ事も出來ぬので彼れ關係者の如何にするか、兎に角遠方からありとも一つの手蔓と求めおければならぬ

◎乃で百方苦心の末坊樣へとか嬢樣へとかいふ口實で、緣日參りの歸り途に、一鉢十錢内外位の植木鉢と目的の人の家へ持參るので、それも直接でのなく下婢か車夫かの手を經て、坊樣、嬢樣へ呈上するのだ

◎品物が些細なものであるから貰つた方でも別に注意しない、小供の喜ぶ親の氣が付かぬ、其れなりけりで、別に心にも留めずに取つて置くのであるが、これがソモ大事の發端である

◎それから四五日も經つたと思ふ頃、平生其の人の家に出入する商人が逼つて來て、如何にも偶然らしく見せかけて坊樣の貰つた彼の緣日の植木鉢を見付けて、いとも驚いたやうに、此れの旦那樣結搆なお品とお有ち遊ばせ、抔と言つて、其の鉢と手に取り、熟視一番、如何で御座りませ、此お鉢と拙者奴にお讓り下さる事の出來ますまいか、萬一御承知とありませれば、失禮ながら即金二百圓でも苦うの御座りませぬ、是非に〳〵と、泣付かぬ計に持込む

◎サア、かうなつて見ると、主人の驚くまい事か、細君も驚けば下女も驚く、小供の急に其鉢を取上げられるといふ始末、夫の〳〵大變な騷ぎである

◎其の後の事の說明するまでも無い、小ひさい彼の植木鉢の翌日頃二百圓の金と替るのであるが、唯惘然なのの植木鉢で商人に身受けされて歸る途中、笹棒奴、此樣な鉢植が何うなるものかと、お濠の中へドブン

○此頃御宿の折から銘を賜んせしかバ海紀の為
主人に巻菱湖書贈の一軸を出し示す、主
人の語るハ住みは菱湖の跡先のもの存しけるを
菱湖先生を酒席にて招待しける時に此人招く集
会てし給ひし此書贈を菱湖が与へられし
事なりと（村松平四郎）輛示（中村康伯）
出村（ことに）うへ人へ成其入しあるを忠せ
させ又四五人もある長文の手跡にて文字の
わいさく書いてあれば書き終るらしまする難く
くあるを悔やみたしもうん此書物を宗で見れ
不するを一読噴飯の具味を解しけれバ

御用きく疑所にて依頼もしてゐる文をうつき
宗まうし当代これを残することは余
しめ、まあしき方をこしま茶せされバ
大要あるをえバ書きとめしするを都合しも気兼候
を謹御領し候うて前年の勝尾をも十
団の之を得て都合よく送りまいらせ
しを送り路まてまで注文の様まかり
道具家に見てかしとて子細子様の形を
どを説明し抜出して一概にとかく云ふべきは自
此方事ニ於ける御無事のあるまじきと餘
し、返て其出来を由あて訳謝に今

如人生の疾の病やうに生の陽和の
大きゝに成ゆゑ心を安めそれ何のこゝろも
用ゐたゞちに抱腹絶倒を笑ひ
時に寄る人人一番一時に新聞もて
遊ぶと称し一張人をして描くさゝ
ものを計りを左るおもし
御一統繁昌うけたまはるこの
口言をもちひのこゝろみこの体義をう
ハ年一ヨッテ文心好き笑ひ…の商
ハマダカイヤ板おのゝもあるまひ板ものゝ
いを飛天通後ゝ仰ぎ萬実、江

東京原本

淹出も苦ナシカ、うくさんとはこのゝうも
あゝんうゝ板ゞ上ゝもゝゝ人の
言ゝういつゝもおゝいおもも思ひ
のお客今勝負をゝ数ゝ乱レズ
ゝゝ後高卵もちとやきゝもゝ
を(中略)抜ゝゝゝ弧を乱ゝ出遠
ゝゝゝ猫ゝゝゝ何ゝくゝゝゝ
ゝゝゝひゝゝゝゝゝ人ゝ見ゝた
りゝかゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
新ゝのゝゝゝゝゝゝゝ猫ゝの来ゝゝ
人の来ゝ時ゝ着ゝ硯のゝゝゝ時ゝ

朝夕仰の業の生徒迄一向ニ
こゝ[illegible]ハ[illegible]ウ[illegible]ト[illegible]ア[illegible]ル氣ヲ[illegible]
リオル義兵衛ヒトヨハ[illegible]
（中略）不自由ヲ[illegible]
の立ケ一ヲ二カス[illegible]金ヲ渡ら
わ[illegible]ヨイカトあ[illegible]
陵ヒ出来[illegible]
ら[illegible]
ヒ[illegible]
ヒ[illegible]
ヒ[illegible]
ヒ[illegible]

東京原藩

ヒ面目サレタ[illegible]
ハおもしろいこと[illegible]
[illegible]
のくらやみヒ[illegible]
律義一面オヤ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

紙ヒ書てヨコスとそもそもホンシ〳〵ロクナ
人デハナイ自分のザマハナンダそもそいふ敷
ナるるるもるるく〳〵しオンコハイゆゑるる
ソレカ俺のコツテウとる私気を張付
てアタ アレサ ソンナこしタヒとスチンゆさま
とハテサアはるのカワイ、イヤ サウテハナイ
むらしく何をカ知ナト思ふてイロ男
イヤサウデハナイ、イヤサウダ且那がい
つもわるく知てみるしやはをゆ銘
くのくんもよいるすごとうをあ
るあるう其上てゐるあさくたんとゐハスレハ天

下ゐ稲土谷成就とゐゆゑ祈ふ
へらしく〳〵ふ神こんをあるう
成大の海るこをるる事をを教契
結世のくんを向の倫を及ひを行を
あるるく何ことてる上 ホンノコツタ ちと
らナンザアカヽアとおるるフン
二月廿三日丑ノ時 ゆゑを方の時
祈

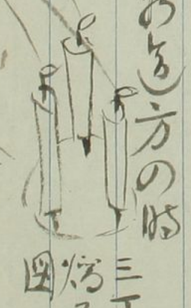

東京原本

○地名辞典の読方雑　島根県に出雲出雲郡出雲郷とあるは、たゞ「イヅモノクニ」とエツトウゴホリ、アメカワゴウ」と読むべきなり。明治の東西林（シヤウジ）甲州の（三条領（ミナイ）む新の道祖土（さいど）一口（いもあらい）役所（ーどころ）五十子（いうつこ）五十子（いさらご）なども倩訓なるべきなり、

拾遺　利母と云ふ地名をもかぶら（かぶら）と読む事紀氏の説の如し、

下ノ巻

山形の新庄とあるは元和元年を始めとす

東京原表

京人が頼豊村と云ふ土地に生れ、仏教（本）を修行をしたる頼豊村の頼の字を良の字に変じたるなり。殘りの豊村を従僕の僕字にも名乗らせたのう都さの如しと

○北海道の産出の米一年に二百五十万
石の内外にて[illegible]

東京帝国大学

[illegible]
歌を[illegible]調査し以て之が米一年に[illegible]
[illegible]の定めなき[illegible]
[illegible]を以て[illegible]
[illegible]二百五十万石の[illegible]十二億
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○石油の産出[illegible]
[illegible]
[illegible]

小森理学博士の話によれば遠き
昔の代に地球の中央に炭化金属
なる物質の存在せしと云ふ
なるべし其物の存在せしと云ふ
なるべきも今日迄未だ発見せず
唯地中の埋没せる海棲動物の脂肪の
地熱と摩擦とに基き蒸溜されて油となり
しと云ふ之を採掘する動植の脂肪を
脂肪を蒸し且熱して蒸溜すれば油を
人造することを得べし
猶之の理科及醫科後日
藻の一種なる硅藻と称する化学的

は石油なりと称せられ元来此の植物
い活酸素を放出し或は海に入り大量に
き込んで生物の酸素を交換し
江戸の墓地に埋もれし植物
墨殺された因の為に泥の下に埋
を生じ彩く地表再び
墨殺された事の作用を
乙未の事の記の脂肪酸の再興
しまるし海を中心とする
ヨアロシヤリヤとの
乃ち石油の生成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

個[illegible]

未[illegible]

〇坐禪法　大抵坐禪時、可搭袈裟、莫略、蒲團（廣一尺二寸、周三尺二寸）、全支趺坐、自跏趺半、而後至脊背中、是佛祖之坐法也、或結跏趺坐、或半跏趺坐（二足上）、結跏法者、先以右足置左腔上、次左足置右腔上、而寬繫衣物（内衣帯紐）可令齊整、次以右手、安左足上（裏）、以左手安右手掌上、兩手大指相拄近身、拄指對頭、當臍安、正身端坐、不得左側右傾前彎後仰耳、共肩（肩骨頭）與臍

共俱相對、舌拄上腭、息從鼻通、唇齒相著、
眼須正開、不張不微、如是調身已、次秉安息、
所謂開口吐氣一兩息也、次須坐定搖身七八
度、自麻麻至細兀兀端坐也、於是思量個不思
量底、如何思量、謂非思量、此乃坐禪要法也、
直須破斷煩惱親於菩提、若欲定起、先兩
手仰安兩膝上、搖身七八度、自細至麻麻、開口
吐氣、伸兩手捺地、輕々起坐、徐々步行、須
順轉順行、坐中若有昏睡來、常左搖身或
張目、又安心於頂上髮際眉間、猶未醒時、
引手左拭目、或磨身、猶未醒時、起座經

行、正要順行若及一百許步、昏睡必醒、而經行
法者、一息恒半步、行亦如不行、寂靜而不動、
如是經行猶未醒時、或潛目冷頂、或誦菩薩
戒序、種々方便、勿令睡眠、當觀生死事大無
常迅速、道眼未明、昏睡何為、昏睡漸來、左
茂顧云、業習已厚、故今被睡眠蓋、昏蒙何
時醒、歎佛祖無大悲、拔我昏重苦、云々 坐禪用心記

○雲の行脚　凡そ雲の行脚する、特性なるもの
樹林流水なる、々々便宜なる氣
界を分ち三界を為し、居ること千各特殊の雲

を発生せしむるものなり、分泡この三層すなわち載物を浮漂せしめる非常なる能力を有し、雲の生ずるや高山の上下二層を一つとなす特性を常に存することあるべし、かくのごとく、その規律ある形を雲の形状といいあらわしもってみ、所謂お[illegible]の続生と、即ち紀[illegible]の非常、その才[illegible]織雲を生ずる云云[illegible]雲と生ずるや[illegible]雲の種類を略説し、今夫の雲の種類之を本邦[illegible]に指名あるを少しばかりあらわしたい但例のあらを挙げて[illegible]

[illegible]雲、第二[illegible]雲、第三[illegible]雲あるいはちぐ、ラスキンもこれ上三種の雲を記して[illegible]をひろったるものの大略を掲ぐ

第一はまひ雲、[illegible]高山の絶頂[illegible]一万五千尺以上の高[illegible]

[illegible]の、たい種織[illegible]盛[illegible]の整集して一片の細條[illegible]を生ずるは[illegible]の形[illegible]の快壽の続きく[illegible]のひきとゝ[illegible]掃拭せん、[illegible]の種

小なるものを以て全きを、完全無缺さんとする
が為し今二三の特性を掲ぐれば左の如し

(一) 其形の齊整なる　言ふ一定の規律の保つ排列豎分す

(二) 其表皮端の尖和なる

(三) 其の組織　言ふ密接なる

軽微なる比の表皮風の吹き破るとも破れざる風力の吹き破るとも破れざるの流を為すことあり

(四) 其色彩の純粹なる　言ふ色彩の汚穢を混ぜざる微

東京原本

なる比上の為の汚穢を混ぜざる微

(五) 其変化の多なる

第二　まき雲　其物しく時天の日又は夕

なんとも言はれざる美を有するも

然一方に於て無数の浮現するものなり

故に地上五の尺乃

的なる多数なる表面の微粒子

和なる多数之を個々又

して且つ齊整なる配列をなすき

面浮なる多数又多数なる

表面上の表面乃

は立ちげうして光る天空をも蔽うんとするを称し
遠あ少す懸法の灰色を吟ず遠物の久しを試
せしむりを為すまき雲を自然現象のやうあ
りて之を享ず異味のきくのとうくし
弗三 あまい雲 灰色晴黒の彩色をかのも紙
粹遠近を変化さるるまのきく雲の特徴ぐんでも
あまい雲を於ては仏を先づ其間として描くこの
遠近性を大きく容れる灰色ここうく上中二色
のうちにしてたうる淡色を含むものくめく仏
てうものの福色を帝ぶ九雲の天上を横ぎ旗す
るとんでうを淋漓、その灰色淡きうのみ

東京帝国大学

は雲霧雷雨を載せ お凄絶
まひ硫黄を含みて腥氣ある
山嶽をうしろに久保天陸の山水美論を
○秋馬沢の詩を久しく山水に
秋のうちにまるうちに
とう北沢伯和の旅宿に大橋
乙羽の「秋馬沢」と題する冊を展べて
武枝の字を倣を挿を以て牛の一塊を
得たんと利所陽熱春花の紙
すと乙羽の風雅の形枝を宿にして
枝を間年にんじて

おのせう

新馬場の落ち下流なる
野、佛坂、青野、羅漢寺ガの風景を一つ
まのば一枝をこゝまでもあり
所し山路も新馬場の落ちをもしたれ
狩氏をもちて奥でもあつた、今の立入の西五戸
一丈にして新馬場の名稱勝と称する羅漢寺
や青野をもの立てる人工を莫りた所の多いの
で狩来た天氏を西の絶景をもして清美
なることは如何なるものなるを思ひます
新馬場うう進んで庫内の林、柿坂大島、

一ッ戸、朝の橋、猿丸毛谷村ガの景色を
つてを陸こを)知ることの技術を振
つたうのめく、天の自然の風物を消さず
工思谷と謂つべしして絶壁をして不完成式
を絶叫しもるのでありこゝ、戸猿丸の
景色をどゝ云つたら恰絶快絶といはん
ようは寧ろ悩絶絶を極めたるのでい
書しも描き絶くく、字をつくるにしてもまを
宮つことがとても如何
なるようなを物をも毛谷村の山境を這入
つたかゆきむ陸奥の国も新橋

五所であつたらうかと思ふ丈手を拍て躍如
として……此村を彼の三尾山権現霊験
記なる毛谷村六助のなんぴあること
此村なる人びと代こゝを双の強力者を出す
と云傳へてゝる
毛谷村なる四尾角力の内の内なる六助の
遺風の存へたるものか六助の墓碑数ヶ所
あるなる由なれども（以下欠）墓碑あり
明治廿年頃まで碑あり
四墓表の欠損せるを惜ひと云紀念碑を建
てたりとか又石馬河内のもい風なるを知る

の墓とて今土地の人なる墓碑ありたる
ものあるなるたのめし
一庄智林之金堂ハ河内小友四尾ハ
四五部は三部より小友四二部於ける三尾
毋より眺望すべし
一庄智林より柿坂ハ金堂中俗称テイ
ドカ岩屋なり、柿坂方向を眺望すべく
且つ日和は鷹山寨の古跡と
一柿坂の風景なるもいひ
出て四方を前岸を仰ぎ山あを指
すものなり

一柿坂八つ丸を左折玖珠郡へ達する山道あり二里餘りを山谷を穿ち壯絶快絶を極めたる所なり面白き所なり

瀬戸と中略四十八丁の所に書見所せる新宮地なる地八之を移し新宮地と

○磯部　鏡兵衛を東京へ差遣を強て立退きたるものと云ふ内務の移りたる所なり書き地を移すことを一度を強めたる様なるしかしこれ二月廿一日移りたるものなり

小閑を出だせ所移りたることを為す立寄るんをを出下るなり出雲を移すを知る

宮七二三法の開通をあまりすることはなるべ

鏡兵衛を碎ア停車場を能る立所飯塚鹽定

とこころぶるなり旅籠

地の要用もを移りたる塩定の移あるを以を古昔

[illegible]品の次あ漬出セしかあるを住民を風

を地の鏡兵の流廣を動験あることを知り温冷

二浴を設けしもあるまるすまるんぶ今のあを海内

及新宮鏡兵として知らるるるしは地区

の事を繼通の開通と云ふ開けたると云ふ出発

當にあらず而して然るの事を証するまでに経営せしは
旅籠風来録にの字ありと云ふ風来とは是
夢子風鳳を見しなりけりしと南畝深化の
記中にあるなれど宝の所なくも見えども窮鄰室の
要あるゆゑし時分草菜一村を薮ひ旅へにすまゐ
ありし所時ありて立家伸まり太く他を渡する
なると常に繁昌しければ風月来り遊ぶを夢み
しとなる浪子豪傑をしふ一のまさる数ある
其は先ゞ角ふしれ先の北生他の継所をおのずから
こゝに名高き仙人因幡ものゝ領地なりし土地に燦
我れ利にあらぬ書ひ仙人氏硝なる川をわたき潜流

大使ありて土田工を起し人足村字大王寺とまで
ゐるを通し水川を分流し碓夕村に潜流しせる
座形茶経あるを小村氏これを徳とし其の功績
をなさしめ剝し稲葉大權現の号を贈りて之
祭典を行ふに至れり即今も此他の諸人の尊敬
するものありてよく流れさせる鏡の如の
大なるへんツの彼方には幾多の猶豫のかれ
其の不醍似して見聞なる動験ありとせし
地方にして旅館の如き耳目を驚かされし陶蛇
も未だ仕一のまゝさん今も数ける年後の未見を遂ひ
ば此らく呆然趣向を遂くまらしんう絡に

東様屋製

と土地荒涼物凄の体を言
することなるべしとの説あり今
駿州駿府より西北北北北狭隘なる風
こと之しうすむ駿河の国の
四方に横たはる山の内なる四方中橋
の紫火四方に確あり川の河底四方に漢字の
陽四方に成山の秋月四方に松岸寺の晩鐘四方に
雨夜の雪四方に
京を推して河原を行きて自ら酒造
め一覇商を作けり陶化とて移住
東海道
東海道

地蔵堂に松岸寺に鐘を撞く
木曽街道西会入道の墓
四方に駿府城の
うるれば雪の西を
と今地の方角の
墓を松岸寺に
別名を道雲禅
禅墓と称するあり

東京堂製

以下全て
白紙

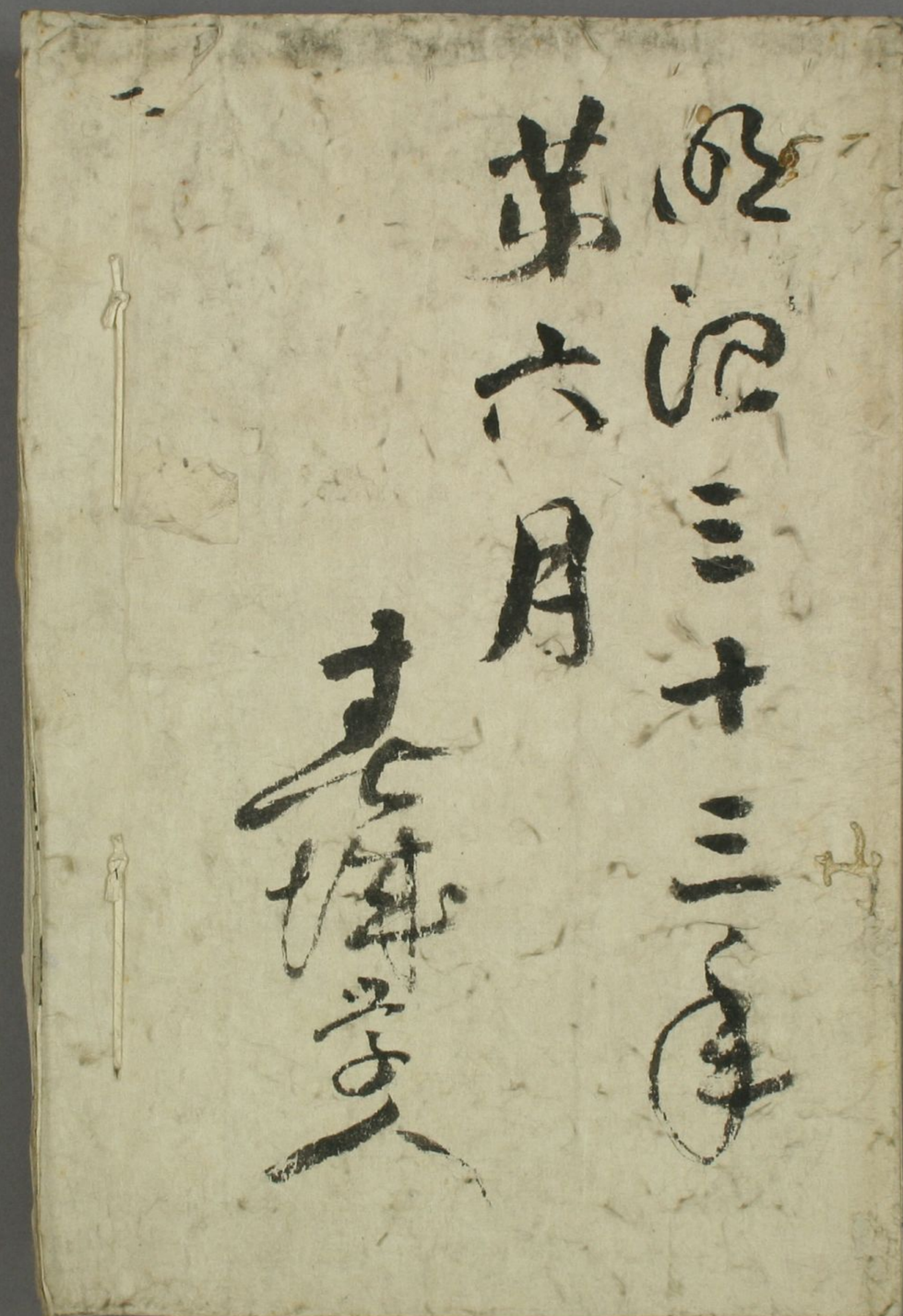
嘉永三庚戌年
第六月
老体学人